

# 利用契約書

(医療保険)

訪問看護ステーション ニーズ

様（以下、「利用者」といいます）と、合同会社 IT コーポレーションの営む訪問看護ステーション ニーズ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

## **第1条（契約の目的）**

事業者は、利用者に対し、健康保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対して、その主治の医師から交付された文書による指示及び訪問看護計画に基づき、必要な訪問看護を提供します。

## **第2条（契約期間）**

この契約期間は、主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、訪問看護の必要がある限り有効とします。

## **第3条（訪問看護計画の作成・変更）**

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
  - ①利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
  - ②利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

## **第4条（主治医との関係）**

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

## **第5条（訪問看護サービスの内容）**

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿って医療上の目的や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画書を作成し、それに従って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
2. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

## **第6条（サービス提供の記録）**

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。

2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。

## **第7条（料金）**

サービスに対する利用料は、サービスごとに別紙「重要事項説明書（医療保険）」に記載されている通りとします。

利用料の滞納があった場合には、

- ① 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して14日以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護の全部または一部の提供を一時停止することができます。
- ② 利用者が、事業者に対し前項の一時停止の意思表示をした後、14日間経過しても全額の支払いがないとき、事業者、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

## **第8条（契約の終了）**

次の事項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

1. 主治医より、訪問看護終了の指示があった場合。
2. 利用者が死亡した場合。
3. 事業者または、利用者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
4. 利用者が、介護保険施設へ入所した場合。

## **第9条（利用者の解約権）**

1. 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、14日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。ただし、利用者の健康・生命に支障がない場合に限ります。
2. 利用者は、事業者もしくは従事者が、第11項に定める守秘義務に違反した場合、ただちに本契約を解除することができます。
3. 利用者は、事業者もしくは従事者が、故意または過失により利用者の身体・財物・信用などを傷付け、または著しい不正行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合、ただちに本契約を解除することができます。

## **第10条（事業者の解約権）**

1. 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定めるこの訪問看護利用契約の目的を達することが不可能となったとき、14日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。
2. 事業者は、利用者が第7条②・第18条に該当した場合、ただちに本契約を解除することができます。
3. 事業者は、利用者が以下の各号に定める迷惑行為を行い、事業者から相当な期間を定めて申し入れを行ったにもかかわらず改善されない場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- ア 事業者の従業者、他の利用者、その他一切の関係者に対して、殴る蹴る、あるいは刃物を向ける等の身体的な暴力行為を行った場合
- イ 事業者の従業者、他の利用者、その他一切の関係者に対して危害を加える旨を告げる等の暴力的または脅迫的な言動を行った場合
- ウ 事業者の従業者、他の利用者、その他一切の関係者に対して、性的な行為を要求し、あるいは自らの性的な欲求を満たす行為を行った場合
- エ 事業者の従業者、他の利用者、その他一切の関係者に対して、過度の連絡、接触あるいは付きまとい行為を行った場合
- オ 事業者の従業者、他の利用者、その他一切の関係者に対して、義務のないことを行わせ、あるいは、社会通念上相当とされる範囲を超えた過度の要求を行った場合
- カ その他、前各号に準ずる場合

## **第11条（秘密保持と個人情報の保護について）**

個人情報の保護については、別紙「重要事項説明書8」に記載されているとおりとします。

## **第12条（緊急時の対応）**

1. 事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

## **第13条（賠償責任）**

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

## **第14条（身分証携行義務）**

1. 訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

## **第15条（相談・苦情対応）**

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

## **第16条（本契約に定めのない事項）**

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、健康保険等のその他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## **第17条（裁判管轄）**

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

## **第18条（不当要求防止）**

不当行為要求に対しサービス開始時及び利用中において、反社会的勢力の背景があると判断した場合、いかなる要件に関わらず利用の拒否をさせていただき、以下の内容につき本契約を解除することができます。

1. 利用者が暴力団等またはその関係者、その反社会的勢力であると判断した場合。
2. 齧迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用い自社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
3. 従業者その他の関係者に対し、暴力的 requirement 行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合。

以上のとおり、契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

説明者 \_\_\_\_\_

### **【利 用 者】**

住 所

氏 名

印

### **【ご家族等】**

住 所

氏 名

印

### **【事 業 者】** 〒862-0921

熊本市東区新外3丁目6-26 ボナールハイム新外105

合同会社 IT コーポレーション

訪問看護ステーション ニーズ

管理者氏名 宮本 剛孝

印

印

※法人代表者が事業所管理者に権限を委譲いたします。